

金融サービス仲介業の利活用に向けた取組み【概要】

○ **金融サービス仲介業者** 複数業種かつ多数の金融機関の多種多様な金融商品・サービスをワンストップで提供

↓ ↑ **金融機関**（銀行、保険会社、証券会社、貸金業者）

顧客（個人、中小企業、スタートアップ企業等）

【金サ法のいわゆる5年見直しに関する懇談会】

- (1) 規制「所属制」不採用による金融商品の取扱制限（高度に専門的な説明が必要な商品は取扱不可）、保証金の供託義務等
- (2) 現状 登録会社26社（主に銀行・証券分野）。顧客の利用、事業者の参入が進んでいない。
- (3) 課題 ① 金融商品の取扱制限が広範に指定され、事実上保険の取扱いが不可、総合的な金融商品の提供が不可、企業の資金繰り支援・事業性融資の取扱いが不十分 ② 銀行等とのAPI連携が不十分 ③ 社内体制整備の負担が重い 等
➔ **金サ業創設の趣旨が実現されているとは言い難い状況**
- (4) 次の基本的考え方を踏まえ、金サ業の利活用に向けて、金融商品の取扱い範囲の拡大・行為規制の一部見直しを提案
① **金融商品の取扱い範囲の拡大は必要不可欠** ② **多様なビジネスモデル・リスクに応じた規制** ③ **過度な規制の見直し** ④ **イノベーションの促進・金サ業者の安定的な収益基盤の構築**

【金サ業の利活用に向けた要望】

- 1. 金融商品・サービスの取扱い範囲の拡大**
「リスクが高く真に高度に専門的な説明が必要な商品」に限定
➔ 保険商品の拡大・保険金の上限額の撤廃等、個人向けカードローンの取扱いの解禁、媒介先に「政府関係金融機関」の追加、事業者向け貸付に係る制限の撤廃、信託商品の取扱いの解禁、投資顧問・投資一任契約に係る取扱制限の撤廃 等
- 2. 金融サービス仲介業者に対する規制の見直し**
➔ 顧客情報の利活用の促進、銀行や証券会社等とのAPI連携の促進、顧客への情報提供義務の緩和、金サ業者の体制整備の柔軟化 等
- 3. 金サ業者、JFIMの対応・取組**
 - ◆ 金サ業者（正会員）は、顧客本位の業務運営のより一層の徹底・確保
 - 正会員の経営管理、コンプライアンス、苦情・相談態勢の整備
 - JFIMの自主規制機能の整備

実現

金サ業者はその役割・機能を十全に発揮し、顧客はワンストップでより自身に適した金融商品・サービスを選択、最善の利益の確保

金融機関は新たな顧客の獲得、金融商品・サービスの組成・開発、業務範囲の多様化等（連携の加速化・拡大）

重要な政策の後押し

「資産運用立国」の実現、消費者による選択の実質性の保護、中小企業・スタートアップ企業への事業性融資の推進など